

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和5年第4回定例会提出予定議案の説明

(6) 議案第121号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の
制定について

資料1 議案第121号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の
制定について

資料2 新旧対照表

令和5年8月30日

健康福祉局

議案第 1 2 1 号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する 条例の制定について

1 条例改正の背景

旅館業法の一部改正（令和 5 年法律第 5 2 号）

2 条例の主な改正内容

上記 1 に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの

「第 3 条の 2 第 2 項」 → 「第 3 条の 3 第 2 項」

「第 3 条の 3 第 3 項」 → 「第 3 条の 4 第 3 項」

「第 5 条第 3 号」 → 「第 5 条第 1 項第 4 号」等

3 施行期日

上記 1 の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市旅館業法施行条例 平成15年3月18日条例第4号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)</p> <p>第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。)、第3条第4項(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。)、第4条第2項及び<u>第5条第1項第4号</u>並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定による旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(宿泊拒否の事由)</p> <p>第5条 法<u>第5条第1項第4号</u>の規定による条例で定める宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者(他の宿泊者がいない場合にあつては、営業者。次号において同じ。)に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p>	<p>○川崎市旅館業法施行条例 平成15年3月18日条例第4号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)</p> <p>第3条第3項第3号(法第3条の2第2項<u>及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。)、第3条第4項(法第3条の2第2項<u>及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。)、第4条第2項及び<u>第5条第3号</u>並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定による旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(宿泊拒否の事由)</p> <p>第5条 法<u>第5条第3号</u>の規定による条例で定める宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者(他の宿泊者がいない場合にあつては、営業者。次号において同じ。)に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p>